

標準旅行業約款（募集型企画旅行約款）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

- (適用範囲)
第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行約款」といいます）は、この約款に定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は慣習等に従います。

- 2 当社が法令に反せばかり、かつ、旅行者の不利益にならない範囲で書面により特約を結んだときは、当該特約が優先します。

- (用語の定義)
第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び行程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者を当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

- 3 この約款で「販売契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社が代理して販売する会社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込を受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金に係る債権又は債務を当該旅券又は債務が履行されるとき日以降に定める運送会社の手配会員に対する手配を受けることについて、旅行があるからとての承諾をもつて締結する募集型企画旅行約款の旅券代金等で第12条第2項、第16条第1項後段又は第19条第1項に定める方法により支渡すことを内容とする募集型企画旅行約款をいいます。

- 4 この約款で「カード利用」とは、旅行者は又は当社が支払うべき旅行代金等の支払又は支払済み額を履行すべき日までいいます。

- (旅券の約款の内容)
第3条 通常は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

- (手配代行者)
第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当つて、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の締結

- (契約の申込み)
第5条 当社は、募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の書類（以下「申込書」といいます）に所定の項目を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

- 2 当社に、前項の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする場合は、旅行の目的地、旅行の期間、旅行の内容等の事項（以下次項において「会員番号」といいます）を記入せねばなりません。

- 3 第1項の申込みは、旅行代金又は取消料若しくは還付料の一部として取り扱います。

- 4 募集型企画旅行契約の履行に際し、特別に配慮を必要とする旅行者は、契約の申込みに申し出してください。このとき、当社は可能な範囲内にこれに応じます。

- 5 前項の申込みに基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に関する費用は、旅行者の負担とします。

- (電子契約の申込み)
第6条 通常は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の確認の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項に定めるところにより、当社に申込書と申込金の提出又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

- (契約締結の拒否)
第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

- (2) 参加者が手配を業として行う者その他の補助者に不適な理由があるとき。

- (3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は固体行動の円滑な実施を妨げおそれがあるとき。

- (4) 通信契約を締結しようとする場合で、旅行者のあるるクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提出する会社の会員規約に該当するとき。

- (5) 旅行者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の社会的暴力であると認められるとき。

- (6) 旅行者が、当社に対する暴力的攻撃行為、不必要な強制行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

- (7) 旅行者が、風説を流布し、偽証を立てる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

- (8) 旅行者が、業務上の都合があるとき。

- (契約の成立時期)
第8条 通常は、契約の締結は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

- 2 通信契約の前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

- (契約書面の交付)
第9条 通常は、前項の定めるところにより旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）を交付します。

- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配する旅行代金の範囲は、前項の契約書面記載の範囲に限ります。

- (確定書面)
第10条 前条第1項の契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「確定書面」といいます）を交付します。

- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配する旅行代金の範囲は、前項の契約書面記載の範囲に限ります。

- 3 第1項の規定に付随して、前項には、前条第3項の規定により当社が手配し旅行を管理する義務を負う旅行サービスの範囲には、確定書面に記載することに定められます。

- (情報収集の扶助の利用による方法)
第11条 通常は、あらかじめ旅行者の手帳を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするとき、旅行者が手帳を利用して旅行代金等の支払額を算出するためのツール（専ら当該旅行代金の支払に供するものに限ります）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

- (旅行代金の支払い)
第12条 通常は、旅行開始までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通常契約の締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票の旅行者の署名なしで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立とします。

第3章 契約の変更

- (契約内容の変更)
第13条 通常は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供のの中止、官公署の命令、当社の運行にかかる法律に由来する運送サービスの提供の停止のうちの当社の開催事由に生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当社が該当事由による影響を及ぼさないものである旨の通知及び該当事由による因果関係を説明する場合に、募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、旅行者に速やかに通知する必要があります。

- (旅行代金の支払いの変更)
第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行契約の内容に変更するに際して、通常の運賃・料金に比して適用されるに際して、通常の運賃・料金に比して増額又は減額される場合に、通常の運賃・料金に比して増額される場合（料金に比して増額される額の範囲内に旅行代金の額を増加し、又は減額されることがあります）には、当該契約の内容に変更するときは、旅行者が負担します。

- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を算出するときは、旅行開始日の前日から計算してさかのぼり15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

- 3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金・料金の減額がなされるときは、同項の定めるところにより旅行代金の額を変更します。

- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行に実施する費用（当該契約内容の変更のためにその趣を喪失した料金等に対する料金等）に付随する運賃・料金その他の費用（以下「付随費用」といいます）を算出するに際して、通常の運賃・料金に比して増額又は減額される場合（費用の増額が、通常の運賃・料金に比して増額又は減額される額の範囲内に旅行代金の額を変更するに際して、通常の運賃・料金に比して増額又は減額される額の範囲内に旅行代金の額を変更することがあります）には、当該契約の内容の変更の範囲に旅行代金の額を変更するところとします。

- (旅行者の支払)
第15条 通常は、旅行開始までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

- 2 通常契約の締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票の旅行者の署名なしで契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立とします。

第4章 契約の解除

- (旅行者の解約権)
第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解消することができます。通常契約を解消する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なしで取消料の支払いを受けます。

- 2 次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うこととなる募集型企画旅行契約を解除するところとします。

- (1) 当社によつて契約内容を変更したとき、ただし、その変更が別表第2欄（左欄）に掲げるもののうちの他の重要なものであるときと限ります。

- (2) 第14条第1項の規定に基づいて旅行機関の運送代金が増額されたときは。

- (3) 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により運送機関等の旅行サービス提供の停止のうちの当社の開催事由に生じた場合において、旅行者に支払わなければなりません。

- (4) 当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。

- (5) 当社の責めによつて契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の実施が不可能になったとき。

- 3 旅行者が、旅行開始前に次に掲げる場合において、契約書面による誓約を守ることにより旅行機関の運送代金の額を差し控えなければなりません。

- (1) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (2) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (3) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (4) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (5) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (6) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (7) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (8) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (9) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (10) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (11) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (12) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (13) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (14) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (15) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (16) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (17) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (18) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (19) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (20) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (21) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (22) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (23) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (24) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (25) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (26) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (27) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (28) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (29) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (30) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (31) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (32) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (33) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (34) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (35) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (36) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (37) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (38) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (39) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (40) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (41) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (42) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (43) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (44) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (45) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (46) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (47) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (48) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (49) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (50) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (51) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (52) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (53) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (54) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (55) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (56) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (57) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (58) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (59) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (60) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (61) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (62) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (63) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (64) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (65) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (66) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (67) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (68) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (69) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (70) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (71) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (72) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (73) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (74) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (75) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (76) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (77) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (78) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (79) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (80) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (81) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (82) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (83) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (84) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (85) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (86) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (87) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (88) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。

- (89) 旅行者が、運送機関の運送代金を支払うべき額を超過する額を支払つたとき。